



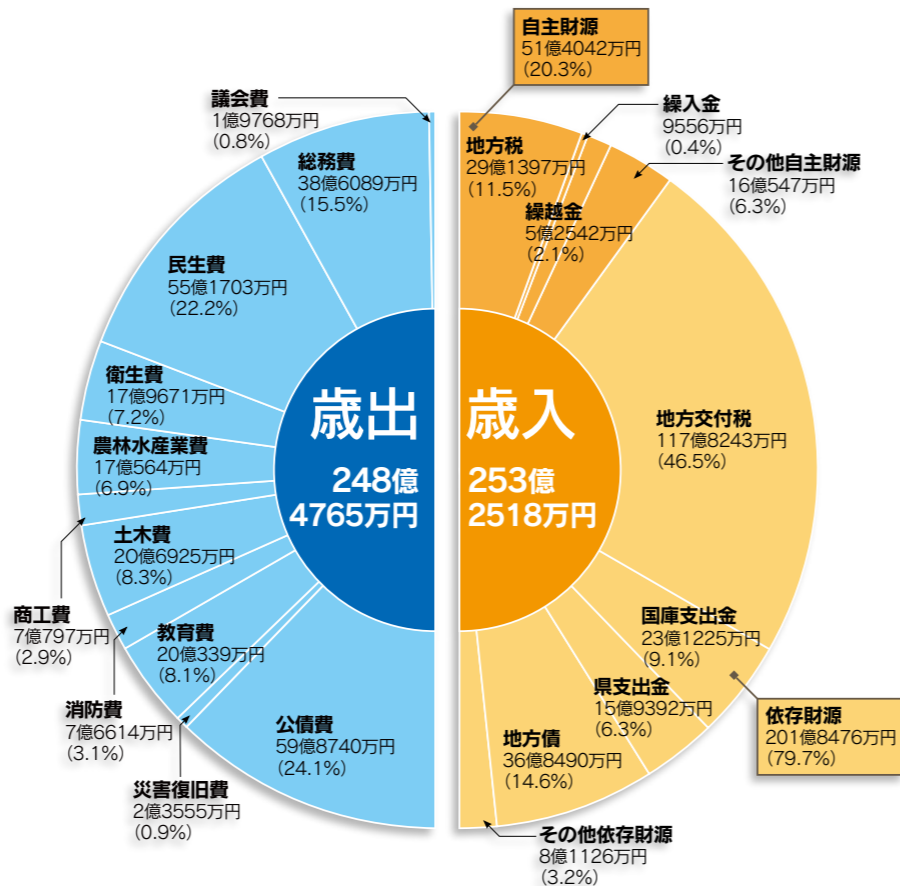
平成19年度 決算報告

平成
19
年度

決算報告

歳出の内訳 (目的別)

項目	予算額	構成比
議会費	1億9768万円	0.8%
議員報酬など、議会の運営に要する経費		
総務費	38億6089万円	15.5%
職員や各種委員の人員費など、管理事務に要する経費		
民生費	55億1703万円	22.2%
医療費の助成など、社会福祉向上に要する経費		
衛生費	17億9671万円	7.2%
保健活動やごみ・し尿処理などに要する経費		
農林水産業費	17億564万円	6.9%
農林道の整備費など、農林水産業に要する経費		
商工費	7億797万円	2.9%
商工業振興や観光振興などに要する経費		
土木費	20億6925万円	8.3%
市道整備や市営住宅建設など、土木工事に要する経費		
消防費	7億6614万円	3.1%
消防団の運営費など、消防活動に要する経費		
教育費	20億339万円	8.1%
学校施設の整備費や教育、スポーツ振興に要する経費		
災害復旧費	2億3555万円	0.9%
台風などの被害に対する復旧工事に要する経費		
公債費	59億8740万円	24.1%
市が事業を行うために借り入れたお金に対する返還金		
合計	248億4765万円	100.0%



※ 端数処理により四捨五入しています。

歳入の内訳

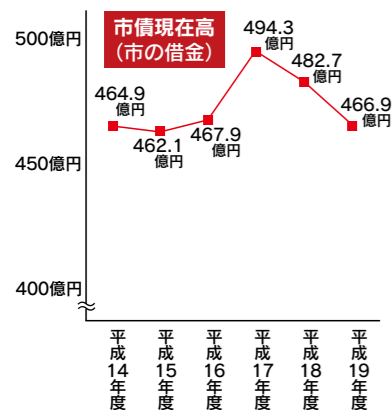
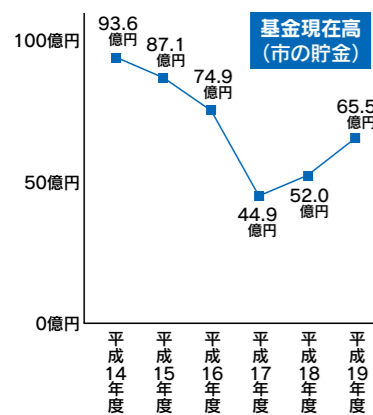
項目	予算額	構成比
地方税	29億1397万円	11.5%
皆さんから納められる市民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税など (国保税は含まず)		
繰入金	9556万円	0.4%
使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金		
繰越金	5億2542万円	2.1%
前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するもの		
その他自主財源	16億547万円	6.3%
分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、諸収入		
地方交付税	117億8243万円	46.5%
地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金		
国庫支出金	23億1225万円	9.1%
国の補助事業に対する国からのお金 これに県や市のお金を合わせて各種事業が行われる		
県支出金	15億9392万円	6.3%
県の補助事業に対する県からのお金 これに市のお金を合わせて各種事業が行われる		
地方債	36億8490万円	14.6%
市が各種の事業を行うために借り入れたお金		
その他依存財源	8億1126万円	3.2%
地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金		
合計	253億2518万円	100.0%

決算とは、1年間の予算に対して、実際にどれだけの収入と支出があったかをまとめたもので、今回は、福祉・教育・まちづくり等に使うためのお金である一般会計と、ケープルテレビ事業、住宅新築資金等貸付事業、土地取得事業、給食事業、井川スキー場事業の各特別会計を総合した普通会計決算を、目的別に分析しています。

普通会計のほかには、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、特別養護老人ホーム長生園特別会計、浄化槽事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、井内財産区特別会計、簡易水道事業特別会計、市立三野病院事業会計、水道事業会計などの特別会計があります。

平成19年度普通会計の収入総額は約253億円で、支出総額は約248億円となっており、差引は約5億円となっています。

歳入のグラフを見ると、国や県などに依存している財源が79.7%



実質収支額

項目	金額	説明
歳入総額(A)	253億2518万円	年間収入総額
歳出総額(B)	248億4765万円	年間支出総額
歳入歳出差引額(A)-(B)	4億7753万円	歳入総額から歳出総額を引いたもので形式収支といえます。
翌年度繰越財源(D)	4364万円	予定されていた事業が、特別な事情で翌年度以降にずれしまったときに、その事業に充てるお金として繰り越す財源。
実質収支額(A)-(B)-(D)	4億3389万円	歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したもので、実質的な剰余金です。

特別会計

会計名	歳出決算額	会計名	歳出決算額	会計名	歳出決算額
井内財産区	35万円	特養長生園	1億8643万円	水道事業会計	8億2084万円
国保(事業)	42億6844万円	浄化槽事業	9896万円	病院事業会計	16億3509万円
国保(直診)	2億5639万円	農業集落排水事業	2784万円		
老人保健	55億5719万円	簡易水道事業	5億9388万円		

基金の状況

項目	18年度末現在高	積立額	取崩額	19年度末現在高
財政調整基金	11億4242万円	4億163万円	0万円	15億4405万円
減債基金	17億2315万円	4億457万円	0万円	21億2772万円
その他特定目的金	23億4033万円	5億5263万円	1553万円	28億7742万円
合計	52億590万円	13億5883万円	1553万円	65億4919万円

決算を市民一人あたりにすると

平成20年3月31日現在の三好市の人口(33,052人)で算出

支出総額 **751,774円**

社会福祉のために 166,920円	保健・衛生のために 54,360円	産業振興のために 73,025円	市道の整備などに 62,605円
消防・災害のために 23,180円	教育・文化のために 60,613円	借金返済のために 181,151円	その他生活の向上に 129,920円

市に納めた市民一人あたりの税金		88,163円	
市民税	38,191円	固定資産税	41,717円
軽自動車税	2,314円	市たばこ税	5,357円
入湯税	584円		

7%を占めており、三好市は国や県の動向に影響されやすいことがわかります。特に地方交付税は、

今後も継続した削減が予想され、引き続き慎重な財政運営が求められています。

9月に開催された三好市議会定例会において平成19年度の一般会計をはじめ各特別会計の決算が認定されました。

今月号では、市民の皆様にご納めいただいた税金や地方交付税などの大切なお金が19年度においてどのように使われたのか。現在の三好市の財政がどのような状況なのかを、市民の皆様にも少しでも知っていただくために、平成19年度決算をご報告します。



平成19年度 決算報告

る実質収支額が4億3389万円の黒字（標準財政規模に占める割合は2・84%の黒字）で、実質赤字比率は0%となっています。

標準財政規模Ⅱ地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模。自治体の財源の大きさを表す重要な指標のひとつ。（平成19年度152億3094万4千円）

【図1】

	★ = 三好市の数値	財政健全化段階	
		早期健全化段階 (⑤の場合、経営健全化段階)	再生段階
① 実質赤字比率	★0%	12.76%~	20.0%~
② 連結実質赤字比率	★0%	17.76%~	40.0%~
③ 実質公債費比率	★17.1%	25.0%~	35.0%~
④ 将来負担比率	★145.8%	350%~	
⑤ 資金不足比率	★0%	20.0%~	



② 連結実質赤字比率とは…
全会計の赤字や黒字を合算し、自治体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。三好市の算定結果は、21億3282万9千円（標準財政規模に占める割合は14%の黒字）となり、連結実質赤字比率は0%となっています。

③ 実質公債費比率とは…
自治体の財布から借金返済にどれだけ充てられているかを示す比率。三好市の算定結果は、平成17年度の値が15・9%、18年度が17・4%、19年度が18・2%で、3年平均平均値は17・1%となっています。この数値が高いと言うことは、家庭に例えると家計に占めるローン返済の割合が高いことになり、自由に使えるお金が少ない状態と言えます。

将来負担比率の算式

将来負担するもの 575億9344万4千円	軽減できるもの 413億1990万7千円	× 100 = 145.8%
標準財政規模 152億3094万4千円	借入に対する国の交付額 40億7096万0千円	

④ 将来負担比率とは…
一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する度合いを示す比率。平成19年度末の算定結果のうち三好市が将来負担するものの総額は575億9344万4千円となり、内容は地方債（市の借金）の返済、現時点で市職員全員が退職したと仮定した場合の退職手当負担見込み等となります。

また軽減されるものの総額は413億1990万7千円となり、その内容は基金（市の貯金）、公営住宅使用料等のように借入返済のために使われる財源、借金の返済に対する国からの交付見込額等となります。

⑤ 経営健全化比率とは…
各公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率。

三好市の公営企業会計である病院事業会計、水道事業会計、浄化槽会計、簡易水道会計、農業集落会計の5つの会計が対象となります。平成19年度決算においては、各公営企業とも資金が余っている状態であり、資金不足比率は0・0%となります。

以上の5つの項目のうち①④の指標により、三好市財政が健全であるかどうかをチェックしてきましたが、どの項目もイエローカードである早期健全化基準に満たないことがわかりました。また⑤の指標による各公営企業も経営健全化基準に満たないことがわかりました。

しかし、各項目の数値が健全化基準を下回っていれば財政運営上問題がないということではありません。実質公債費比率においては、起債の借入れに許可が必要となる18%に近い数値となっており、三好市が依然厳しい財政状況であることにかわりはなく、引き続き堅調な財政運営に努める必要があります。詳しい内容は三好市ホームページをご覧ください。

財政健全化法とは…
財政健全化法とは、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。従来の再建

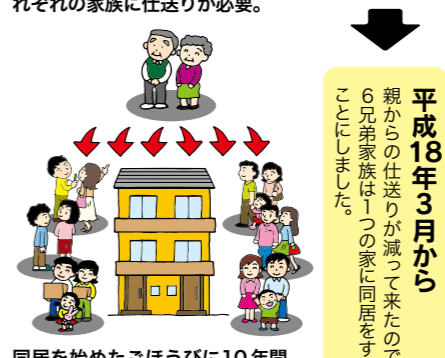
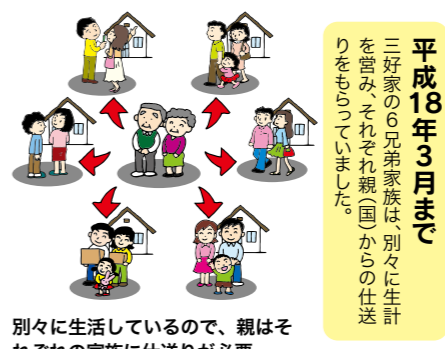
法制が、病気になるまで放っておいて病気がかかってから対処するものだとすると、今回の財政健全化法は、健康診断を行うなど「予防」・「注意喚起」の段階が加わり、病気になる前に対応できるようにするものだといえます。

財政の健全度を判断するには、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の数値等で判断することができま。【図1】それでは具

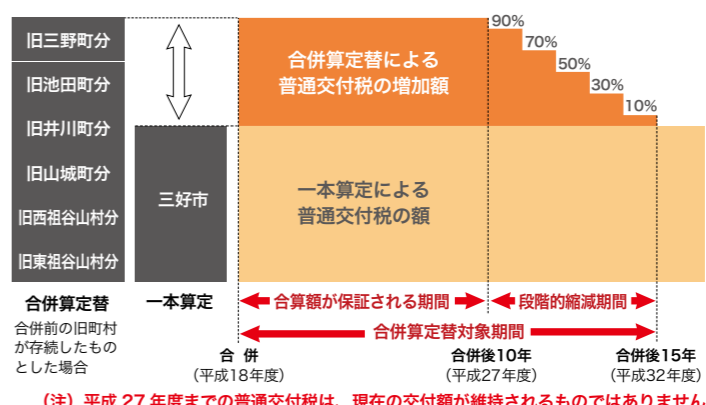
体的に各項目を見ていきましょう。
① 実質赤字比率とは…
普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。三好市の平成19年度決算における算定結果は、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であ

平成19年度決算における財政健全化法に基づく4指標及び経営健全化比率

合併算定替のイメージ



ごほうび（合併算定替）が無くなっても困らないように、早い段階から生活費等の節約をしていく必要があります。



普通交付税とは、自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金で、三好市の歳入において約4割を占めています。このお金は毎年同じ額をもらえらというのではなく、算定基準により毎年計算し、交付されることとなります。地方交付税には、財源不足団体に対し交付される普

通交付税と普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付される特別交付税があります。合併し、市町村の規模が大きくなると、一般的に経費の節減が可能となり、それに伴って、三好市に入ってくる交付税も減少します。しかし、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりではないことから、そのため

の緩和措置として合併後15年間は合併前の旧町村がそれぞれ別々に存在するとみなして算定した交付税の合計額を下回らないように算定する特例が設けられています。これを合併算定替といいます。合併算定替による増加額（ご褒美）が保障されるのは合併後10年間であり、その後5年間で段階的に削減されます。よって、この特

例期間終了後（平成33年度）を視野に入れた財政運営に取り組む必要があります。